

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立宮原小学校長

令和9年度の学校閉庁日について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、さいたま市では、児童生徒の心身の健康の増進及び家族と過ごす時間や余暇時間の確保を図るために、学校閉庁日を設定しております。また、学校閉庁日を設定することにより、省エネルギーと地球環境保護の推進及び学校職員の健康増進と休暇取得の促進を行うこととしております。

つきましては、令和9年度の学校閉庁日を下記のとおり設定いたしますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 期間

- ・令和 9年 5月 1日（土）
- ・令和 9年 8月12日（木）～13日（金）及び16日（月）～18日（水）
- ・令和 9年11月14日（日）
- ・令和10年 1月 4日（火）

2 その他

- (1) 学校閉庁日は、学校は、原則として職員が不在となります。転出入の手续や学校への相談、問い合わせ等は、この期間外にお願いします。
- (2) 学校閉庁日は、原則として部活動等の休養期間（休養日）とします。ただし、全国大会出場等の場合のみ、校長の許可により活動できます。
- (3) 学校閉庁日並びに長期休業中の学校閉庁日に連続する週休日、祝日及び休日は、原則として教育活動等は行いません。
- (4) 学校閉庁日における連絡先は、教育委員会になります。以下の窓口までお願いいたします。
(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課（電話048－829－1623）